

秋 田 県 個 人 情 報 保 護 条 例

制定	平成 12 年 10 月 17 日	秋田県条例第 138 号
改正	平成 13 年 10 月 16 日	秋田県条例第 57 号
	平成 14 年 7 月 9 日	秋田県条例第 46 号
	平成 15 年 12 月 22 日	秋田県条例第 78 号
	平成 16 年 12 月 24 日	秋田県条例第 79 号
	平成 17 年 3 月 18 日	秋田県条例第 4 号
	平成 18 年 3 月 28 日	秋田県条例第 2 号
	平成 18 年 3 月 28 日	秋田県条例第 43 号
	平成 19 年 7 月 3 日	秋田県条例第 47 号
	平成 21 年 3 月 19 日	秋田県条例第 14 号
	平成 25 年 3 月 15 日	秋田県条例第 12 号
	平成 27 年 3 月 20 日	秋田県条例第 8 号
	平成 27 年 12 月 22 日	秋田県条例第 65 号
	平成 28 年 3 月 25 日	秋田県条例第 7 号
	平成 29 年 3 月 17 日	秋田県条例第 6 号
令和 3 年	7 月 13 日	秋田県条例第 47 号
令和 4 年	3 月 25 日	秋田県条例第 4 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

第 1 節 個人情報の取扱い（第 6 条－第 13 条の 2）

第 2 節 開示（第 14 条－第 23 条）

第 3 節 訂正（第 24 条－第 26 条の 6）

第 4 節 利用停止（第 26 条の 7－第 26 条の 12）

第 5 節 是正の申出（第 27 条－第 29 条）

第 6 節 審査請求（第 29 条の 2－第 32 条）

第 7 節 適用除外等（第 33 条）

第 8 節 特定個人情報についての特例（第 33 条の 2－第 33 条の 3）

第 3 章 秋田県個人情報保護審査会（第 34 条－第 43 条）

第 4 章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第 44 条－第 49 条）

第 5 章 雑則（第 50 条・第 51 条）

第 6 章 罰則（第 52 条－第 58 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって個人の尊重に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別されるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人が識別され得るものを含む。）をいう。
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項

に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)をいう。

- (3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (4) 行政文書 実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

- 2 県が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、前項に規定するもののほか、この条例の規定に基づき当該実施機関が実施する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の保護に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関等が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の登録等）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であつて、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他実施機関が定める事項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 実施機関の職員若しくは市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又はこれらの職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
 - (2) 犯罪の捜査に関する個人情報取扱事務
 - (3) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報取扱事務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、秋田県個人情報保護審査会（以下この章において「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項の一部若しくは同項第4号若しくは第6号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の性質上、その適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これらを登録簿に記載せず、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。
- 5 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

（収集の制限）

第7条 実施機関は、あらかじめ個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

- 2 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とするとき。
 - (5) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (6) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は実施機関以外の地方独立行政法人から収集する場合で、事務の遂行上やむを得ないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集したのでは個人情報を取り扱う事務の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することに相当の理由があることを実施機関が認めるとき。

（適正管理）

第8条 実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（以下「安全保護の措置」という。）を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料その他これらに類する資料として保存されるものについては、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (5) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは実施機関以外の地方独立行政法人に提供する場合で、事務の遂行上必要な限度において使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、提供することに特別の理由があると認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(オンライン結合による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められる場合でなければ、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関以外のものが実施機関の保有する個人情報を随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

- 2 実施機関は、オンライン結合により実施機関以外のものに個人情報の提供を開始しようとする場合又は当該提供の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているとき。
 - (5) 国又は他の都道府県に提供するとき。

(提供先に対する措置の要求)

第11条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全保護の措置を講ずることを求めなければならない。

(実施機関の職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(指定管理者の指定に伴う措置)

第12条の2 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせるときは、当該管理に係る協定において、指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

(指定管理者等の義務)

第12条の3 前条の指定管理者は、同条の公の施設の管理の業務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託するときは、当該委託に係る契約において、委託を受けたものが講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

(受託者等の義務)

第13条の2 前条の委託を受けたものは、当該委託を受けた事務に関し保有する個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 開示

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

2 次に掲げる者（以下「遺族」という。）は、実施機関に対し、行政文書に記録されている死者を本人とする個人情報の開示の請求をすることができる。

(1) 当該死者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、当該死者の孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前2項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 遺族又は法定代理人が開示請求をする場合にあっては、開示請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 行政文書の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその遺族又はこれらの法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、

又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示義務）

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例の規定又は地方自治法第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求に係る個人情報の本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (3) 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該本人以外の個人の権利利益を侵害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

- (4) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

イ 現に捜査中の事件に関する情報

ロ 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査又は被疑者の逮捕（以下「犯罪の予防等」という。）の手法、技術、装備、体制又は方針に関する情報

ハ 犯罪の被害者、捜査の参考人、犯罪の予防等に関し情報を提供した者、犯罪の予防等に従事する者その他の犯罪の予防等の関係者に関する情報

ニ 公共の安全と秩序を害する行為を行うおそれがある団体等に係る情報収集活動に関する情報

ホ 被疑者若しくは被告人の留置若しくは勾留に係る業務又はこれらの執行に係る施設の保安に関する情報

- へ 検察官の捜査若しくは護送に係る指揮又は勾引状、収容状等の執行に関する情報
- (6) 県の機関、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの
- (7) 県の機関、国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国等、独立行政法人等又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 評価、指導、相談、選考、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれ又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - へ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (8) 遺族又はその法定代理人が開示請求をした場合にあっては、当該開示請求に係る個人情報の本人が生存していたとしたならば開示請求者に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報
- (9) 法定代理人（遺族の法定代理人を除く。）が開示請求をした場合にあっては、開示することにより、当該開示請求に係る個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を侵害するおそれのある情報

（部分開示）

- 第17条** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを容易に分離することができるときは、当該非開示情報に該当する部分を除いて当該個人情報を開示しなければならない。ただし、当該非開示情報に該当する部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る個人情報に前条第3号に掲げる情報（開示請求に係る個人情報の本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、当該本人以外の個人の権利利益が侵害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号に掲げる情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

- 第17条の2** 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報（第16条第1号に掲げる情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び一部を開示しない理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日。次項において同じ。)を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示しない理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第19条の2 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条の3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第19条の4 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示

決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第20条 開示請求に係る個人情報に、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求に係る個人情報の本人以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第3号ロ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、当該開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第21条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに、当該開示決定に係る個人情報を開示しなければならない。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 当該文書、図画又は写真の当該個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付

(2) 電磁的記録に記録されている個人情報 当該電磁的記録の当該個人情報に係る部分の視聴その他の方法であって、その種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定めるもの

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、閲覧又は視聴の方法により個人情報の開示をする場合において、当該個人情報が記録された行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあるとき、第17条の規定による個人情報の開示をするときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものにより開示することができる。

4 開示決定を受けた者は、第19条第1項又は第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 第15条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第22条 第15条第1項の規定にかかわらず、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、本人が開示請求をしようとするときは、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条から第19条の

3 まで及び前二条の規定にかかわらず、当該実施機関が別に定めるところにより直ちに開示しなければならない。

(費用の負担)

第23条 第21条第2項又は第3項の規定による行政文書の写し又は行政文書を複写したものの写しの交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第3節 訂正

(訂正請求権)

第24条 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）の請求をすることができる。

2 遺族は、第21条第1項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前2項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に訂正請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求の手続)

第25条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 遺族又は法定代理人が訂正請求をする場合にあつては、訂正請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項

(4) 訂正請求の内容及び理由

(5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類その他の資料を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正義務)

第26条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第26条の2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第26条の3 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から起算し

て30日以内にしなければならない。ただし、第25条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第26条の4 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第26条の5 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第19条の4第3項の規定に基づく開示に係るものであるときその他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第26条の2第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第26条の6 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4節 利用停止

(利用停止請求権)

第26条の7 何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第3項の規定に違反して保有されているとき又は第9条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

- (2) 第9条又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

- 2 遺族は、第21条第1項の規定により開示を受けた死者を本人とする個人情報が前項各号のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- 3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前2項の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

- 4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に利用停止請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(利用停止請求の手続)

第26条の8 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所又は居所
- (2) 遺族又は法定代理人が利用停止請求をする場合にあっては、利用停止請求に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するために必要な事項
- (4) 利用停止請求の内容及び理由
- (5) その他実施機関が定める事項

- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止義務)

第26条の9 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度において、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第26条の10 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、速やかに、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第26条の11 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条の8第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第26条の12 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

第5節 是正の申出

(是正の申出)

第27条 何人も、実施機関の自己を本人とする個人情報の取扱いが第7条から第11条まで、第12条の2及び第13条の規定に違反していると思料するときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。

2 遺族は、実施機関の死者を本人とする個人情報の取扱いが第7条から第11条まで、第12条の2及び第13条の規定に違反していると思料するときは、当該実施機関に対し、その取扱いの是正の申出をすることができる。

3 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前2項の取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

(是正の申出の手続)

第28条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所又は居所

(2) 遺族又は法定代理人が是正の申出をする場合にあっては、是正の申出に係る個人情報の本人の氏名及び住所又は居所

(3) 是正の申出に係る個人情報を特定するために必要な事項

(4) 違反していると思料する個人情報の取扱い及び是正の申出の内容

(5) その他実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、是正の申出について準用する。

(是正の申出に対する措置)

第29条 実施機関は、是正の申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、審査会の意見を聴いた上で、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容を是正の申出をした者に書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、是正の申出の趣旨に沿った処理を行うときその他相当の理由があるときは、審査会の意見を聴かないで、当該是正の申出に対する処理を行うことができる。

第6節 審査請求

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第29条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第29条の3 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第30条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施

機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第31条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第32条 第20条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第7節 適用除外等

第33条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 法令の規定により個人情報の保護に関する法律第5章の規定が適用されない個人情報
 - (2) 秋田県統計調査条例（平成21年秋田県条例第14号）第2条第1号に規定する県統計調査によって集められた個人情報
- 2 この章の規定は、図書館、博物館、美術館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として収集し、保有している個人情報については、適用しない。
- 3 この章（第1節を除く。）の規定は、法令の規定により個人情報の保護に関する法律第5章第4節の規定が適用されない個人情報（第1項第1号に掲げる個人情報を除く。）については、適用しない。
- 4 この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。
- 5 第2節の規定は、法令又は他の条例（秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）を除く。）の規定により、個人情報が第21条第2項に規定する方法と同一の方法で開示を求めることができるときは、適用しない。

- 6 第3節の規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報の訂正を求めることができるときは、適用しない。
- 7 第4節の規定は、法令又は他の条例の規定により、個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を求めることができるときは、適用しない。
- 8 法令又は他の条例の規定により開示を受けた個人情報について、当該法令又は他の条例に訂正又は利用の停止、消去若しくは提供の停止の手続規定がないときは、当該個人情報を第21条第1項の規定により開示を受けた個人情報とみなして第24条第1項若しくは第2項又は第26条の7第1項若しくは第2項の規定を適用する。

第8節 特定個人情報についての特例

(特定個人情報についての特例)

- 第33条の2** 第9条第1項ただし書第2号から第7号まで、第14条第2項、第16条第8号、第22条、第24条第2項、第26条の7第2項、第2章第5節並びに第33条第5項及び第8項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項に規定する特定個人情報をいう。次項において同じ。）については、適用しない。
- 2 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第9条第1項本文	利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しては	利用しては
第9条第1項ただし書第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供する	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である
第9条第2項	利用し、又は提供する	利用する
第14条第3項	又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人
第15条第1項第2号、第25条第1項第2号及び第26条の8第1項第2号	遺族又は法定代理人	代理人
第15条第2項（第21条第5項、第25条第3項及び第26条の8第2項において準用する場合を含む。）	若しくはその遺族又はこれらの法定代理人	又は代理人
第16条第9号	法定代理人（遺族の法定代理人を除く。）	代理人
	本人である未成年者又は成年被後見人	本人
第21条第5項	第15条第2項	第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される第15条第2項
第24条第1項及び第	第21条第1項又は第	第21条第1項

26条の7第1項本文	22条第2項	
第24条第3項及び第26条の7第3項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	代理人は、本人
第26条の7第1項第1号	又は第9条の規定に違反して利用されて	第33条の2第2項の規定により読み替えて適用される9条（第1項ただし書第2号から第7号までを除く。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されて
第26条の7第1項第2号	第9条又は第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条

（情報提供等の記録についての特例）

第33条の3 第9条（第1項本文を除く。）、第11条、第14条第2項、第16条第8号、第19条の4、第22条、第24条第2項、第26条の5、第2章第4節及び第5節並びに第33条第5項、第7項及び第8項の規定は、実施機関が保有し、又は保有しようとする行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された同法第2条第8項に規定する特定個人情報については、適用しない。

2 実施機関が保有し、又は保有しようとする前項に規定する特定個人情報に関する次の表の上欄に掲げるこの条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第9条第1項本文	利用し、又は当該実施機関以外のものに提供しては	利用しては
第14条第3項	又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人
第15条第1項第2号及び第25条第1項第2号	遺族又は法定代理人	代理人
第15条第2項（第21条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。）	若しくはその遺族又はこれらの法定代理人	又は代理人
第16条第9号	法定代理人（遺族の法	代理人

	定代理人を除く。)	
	本人である未成年者又は成年被後見人	本人
第24条第1項	第21条第1項又は第22条第2項	第21条第1項
第24条第3項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人	代理人は、本人
第26条の6	当該個人情報の提供先	内閣総理大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

第3章 秋田県個人情報保護審査会

（設置等）

第34条 この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を調査審議し、及び実施機関の諮問に応じ個人情報の保護制度の運営の改善等について調査審議するため、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、個人情報の保護制度の運営に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

（委員）

第35条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第36条 審査会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

（審査会の調査権限）

第37条 審査会は、審査請求に係る事件に関し、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前章第2節から第4節までの規定及び秋田県情報公開条例第5条の規定は、適用しない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第38条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（意見書等の提出）

第39条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の写しの送付等）

第40条 審査会は、第37条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査会は、審査請求人等から、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（前項の電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（答申書の送付）

第41条 審査会は、第30条第1項の規定による諮問に対する答申をしたときは、第31条各号に掲げる者に答申書の写しを送付するものとする。

（秘密の保持）

第42条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（規則への委任）

第43条 この章に定めるもののほか、調査審議の手續その他審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（指針の作成等）

第44条 知事は、事業者が個人情報の保護に関し自主的に適切な措置を講ずることができるよう、

審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

- 2 知事は、前項に規定するほか、事業者が取り扱う個人情報の保護に関し普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

（説明又は資料の提出の要求）

第45条 知事は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、事実を明らかにするために必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正勧告）

第46条 知事は、事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聴いた上で、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（事実の公表）

第47条 知事は、事業者が第45条の規定による説明若しくは資料の提出の求めに正当な理由がなく応じないとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、審査会の意見を聴いた上で、その事実を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（苦情相談の処理）

第48条 知事は、事業者の個人情報の取扱いに関し苦情の相談があったときは、迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

（国その他の団体との協力）

第49条 知事は、事業者の個人情報の取扱いに関し個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に協力を求め、又はこれらからの協力の求めに応ずるものとする。

第5章 雑則

（運用状況の公表）

第50条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

（委任）

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については知事が定める。

第6章 罰則

第52条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、第12条の3第1項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は第13条の2第1項の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル（行政文書に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の当該個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2

年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第53条 前条に規定する者が、その業務又は事務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第54条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 第42条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 第52条から第54条までの規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 第12条の2の指定管理者の代表者若しくは管理人又は代理人、使用人その他の従業者が、その指定管理者の業務に関して第52条又は第53条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 第13条の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条又は第53条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

3 第12条の2の指定管理者又は第13条の委託を受けた法人が地方公共団体である場合には、前2項の規定は、適用しない。

4 第12条の2の指定管理者又は第13条の委託を受けた法人である地方公共団体において第52条又は第53条の違反行為があったときは、その行為をした地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

第58条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第3項、第7条第2項及び第3項、第9条第1項並びに第10条第2項の規定（審査会の意見を聴くことに関する部分に限る。）並びに第34条から第36条まで、第42条、第43条、第44条第1項（審査会の意見を聴くことに関する部分に限る。）及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第2章第2節の規定は、この条例の施行の日以後に実施機関の職員が作成し、又は取得した行政文書に記録されている個人情報について適用する。

3 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行の日以後遅滞なく」とする。

4 県が設立した地方独立行政法人が行う個人情報取扱事務（その設立の日から2月以内に開始するものに限る。）に係る第6条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするとき

は、あらかじめ」とあるのは「開始したときは、遅滞なく」とする。

附 則（平成 13 年条例第 57 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（秋田県個人情報保護条例の一部改正）

- 3 秋田県個人情報保護条例（平成 12 年秋田県条例第 138 号）の一部を次のように改正する。
第 16 条第 5 号中「及び国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）」を「並びに国及び他の地方公共団体」に改め、同条第 6 号中「国等」を「国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」）に改める。

附 則（平成 14 年条例第 46 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 78 号）

- 1 この条例中第 1 条及び次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例の規定は、同条の規定の施行の日以後にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出について適用し、同日前にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 79 号）抄

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日以後にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出について適用し、同日前にされた個人情報の開示の請求、訂正の請求又は取扱いの是正の申出については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長により行われている個人情報取扱事務に係る同条の規定による改正後の秋田県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 17 年秋田県条例第 4 号）第 2 条の規定の施行の日以後遅滞なく」とする。
- 4 新条例第 2 章（第 1 節を除く。）の規定は、公安委員会又は警察本部長が保有する個人情報については、第 2 条の規定の施行の日以後に公安委員会又は警察本部長の職員が作成し、又は取得した行政文書に記録されているものについて適用する。
- 5 公安委員会又は警察本部長は、新条例第 6 条第 3 項、第 7 条第 2 項及び第 3 項、第 9 条第 1 項並びに第 10 条第 2 項の規定による秋田県個人情報保護審査会の意見の聴取については、第 2 条の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成 18 年条例第 2 号）

(施行期日)

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成１７年法律第５０号）の施行の日（平成１８年５月２４日）から施行する。

附 則（平成１８年条例第４３号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前において、管理者がした処分その他の行為又は管理者に対してされた申請その他の行為は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成１９年条例第４７号）

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２１年条例第１４号） 抄

- 1 この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年条例第１２号）

この条例は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成２４年法律第４２号）の施行の日（平成２５年４月１日）から施行する。

附 則（平成２７年条例第８号）

この条例は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成２６年法律第６６号）の施行の日（平成２７年４月１日）から施行する。

附 則（平成２７年条例第６５号）

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）附則第１条第５号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成２８年条例第７号） 抄

- 1 この条例は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成２９年条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和３年条例第４７号）

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第３７号）の施行の日（令和３年９月１日）から施行する。

附 則（令和４年条例第４号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第３３条の３第１項の表第２６条の６の

項の改正規定は、公布の日から施行する。